

立川市地域 循環型社会形成推進地域計画

立川市
令和4年11月17日 作成

<目次>

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	6
(3)	処理施設等の整備	8
(4)	施設整備に関する計画支援事業	8
(5)	その他の施策	9
4	計画のフォローアップと事後評価	10
(1)	計画のフォローアップ	10
(2)	事後評価及び計画の見直し	10
5	循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧	11

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	立川市
面積	24.36 k m ²
人口	185,120 人 (令和3年10月1日現在)

(2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

立川市は、東京都のほぼ中央、西よりに位置しており、多摩地域の中心部分にあって、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接している。

市域の南側には東西に流れる多摩川が、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流が流れ、地形は平坦である。

軍事施設の数が多かったことから、太平洋戦争では空襲を受けた歴史もあるが、戦後は JR 立川駅周辺で商業が発展し人が集まり、市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地、自治大学校などがある。また、市域の北部は都市農業や武蔵野の雑木林など緑豊かな地域を形成している。

家庭ごみは16分別を実施し、立川市のクリーンセンター、総合リサイクルセンターで処理を行っている。

燃やせるごみと可燃性の粗大ごみはクリーンセンターで焼却し、焼却残さは東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設にてエコセメントとして資源化している。

家庭ごみについては、平成25年11月1日より、戸別収集・有料化を開始し、ごみの減量・資源化の推進を図っている。

事業系ごみについては、段階的に受入制限（少量排出事業者は対象外）を開始し、現在、搬入できるものは、総合リサイクルセンターへの「せん定枝」とクリーンセンターへの「燃やせるごみ」のみとし、自己処理とリサイクルを進めている。

こうした中で立川市は、平成26年度までに取り組んできた現行の「立川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の重点施策を継続・強化していくことを踏まえ、計画の改定を平成27年6月に行い、環境負荷に配慮した循環型社会の構築を目指し、10年間（平

成 27 年度から令和 6 年度まで) のごみ処理基本理念及び基本方針を定め、計画に基づき新しい焼却施設の整備事業を進め、令和 5 年 3 月より稼働を開始した。今後、焼却施設においてはエネルギー回収を行うとともに、環境にやさしい循環型社会の構築を推進するための各施策に取り組む。

令和 2 年度には、平成 30 年度までの前期目標の進捗状況を検証し、本市を取り巻く社会動向や国内外の社会情勢を調査・確認し、後期目標等に反映させるため、「立川市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行った。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

現有施設は、クリーンセンターと総合リサイクルセンターがある。クリーンセンターは令和 5 年 2 月に竣工し、立川市単独施設としている。これまでも隣接市との広域化を踏まえた検討を重ねてきた経過はあるが、負担金の問題や施設更新時期の違い等の課題があり広域化での処理の実現には至っていない。

また、市街化が進む計画地域内で、広域化により共同処理するための広い用地を確保することは難しく、限られた敷地での施設整備となったため、広域化は困難であった。

ただし、クリーンセンターから発生する焼却残さについては、多摩地域 25 市 1 町とともに「東京たま広域資源循環組合」において広域的にエコセメント化に取り組み、最終処分に関しては「東京たま広域資源循環組合」により広域的な最終処分を実施している。

総合リサイクルセンターについては、今後、東京都による「ごみ処理広域化・集約化計画」の策定がされた時は、計画に沿った集約化・広域化の検討を進めていく。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

平成 31 年 1 月よりプラスチックをプラスチック容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物の 2 分別で収集し、総合リサイクルセンターにてプラスチック容器包装廃棄物は分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化委託していた。また、プラスチック使用製品廃棄物の一部を有価物として民間事業者へ売却し、売却できないプラスチック使用製品廃棄物は破碎後、クリーンセンターで焼却処理している。総合リサイクルセンターを令和 5～6 年度に改修工事を行うことで、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託する場合の分別収集物の基準に合わないプラスチック使用製品廃棄物は有価物として民間事業者へ売却し、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物は分別・圧縮梱包した後指定法人に引き渡す。分別の基準については、プラスチック使用製品の分別収集の手引きや改修する機器の能力等を踏まえて検討する。

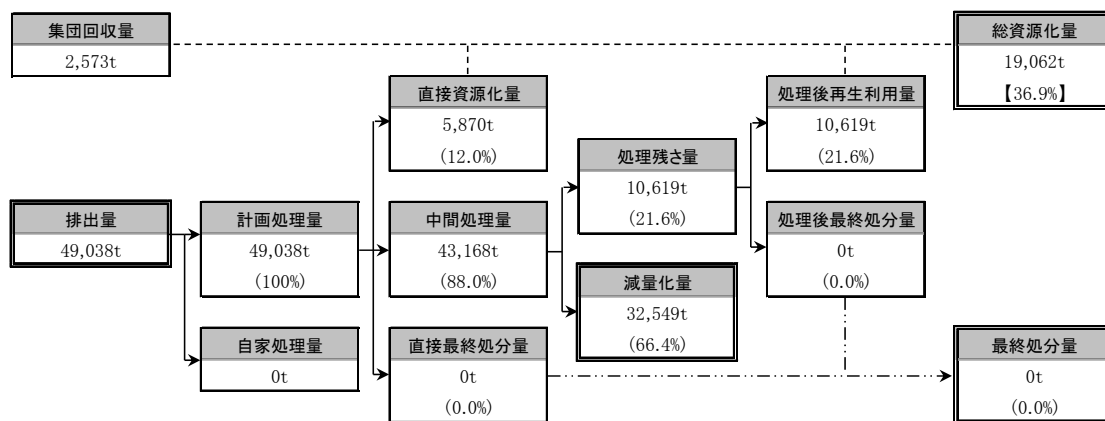
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、51,611トンであり、再生利用される「総資源化量」は19,062トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量))は36.9%である。

中間処理による減量化量は32,549トンであり、集団回収量を除いた排出量の66.4%が減量化されている。また、埋め立ては行っていない。



※ リサイクル率は集団回収を含む排出量に対する割合を示す。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (令和3年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (令和10年度)
排出量	事業系 総排出量	11,603 トン	11,342 トン (-2.2%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.13 トン/事業所	1.11 トン/事業所 (-1.8%)
	家庭系 総排出量	37,435 トン	36,852 トン (-1.6%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	137.22 kg/人	134.93 kg/人 (-1.7%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	49,038 トン	48,194 トン (-1.7%)
	集団回収量を含む排出量合計	51,611 トン	50,757 トン (-1.7%)
再生利用量	直接資源化量	5,870 トン (12.0%)	5,847 トン (12.1%)
	総資源化量(集団回収を含む)	19,062 トン (36.9%)	18,987 トン (37.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	-	11,298 MWh
		-	0 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)

※1 排出量は現状(令和3年度分)に対する割合、その他は排出量(集団回収を含まない)に対する割合
ただし、総資源化量は集団回収を含む排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

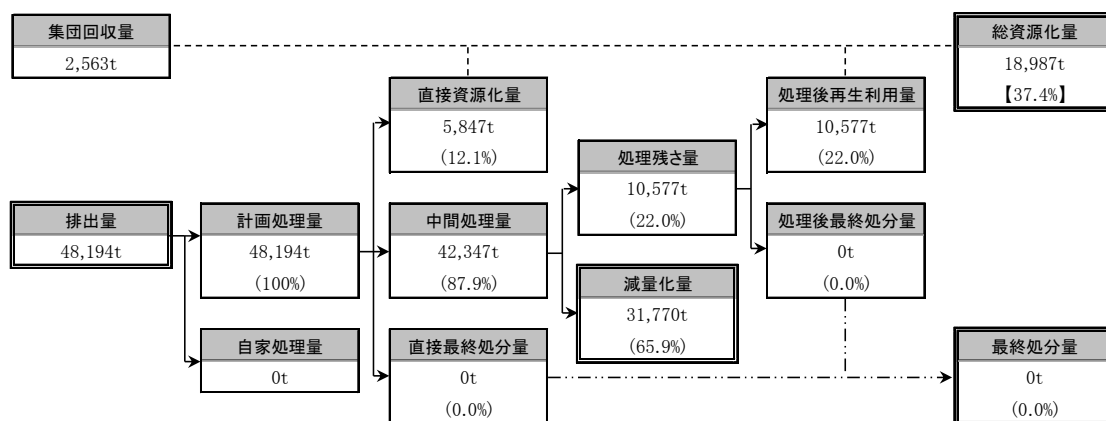
《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)(単位: トン)

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(単位: トン)

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量(単位: MWh)及び熱利用量(単位: GJ)

最終処分量: 埋立処分された量(単位: トン)



※ リサイクル率は集団回収を含む排出量に対する割合を示す。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和10年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

家庭ごみは、平成 25 年 11 月 1 日より戸別収集・有料化を開始し、表 2 のとおり手数料を徴収し、減量の効果を上げている。また、持込手数料は、平成 26 年 11 月より改定前の 1kg 当り 8 円から、1kg 当り 30 円に改定を行っている。

表 2 家庭ごみのごみ処理手数料

分別区分	ごみ処理手数料(指定収集袋の価格) ※10 枚1組、1L 当り 2 円
燃やせるごみ	5L:100 円 10L:200 円
燃やせないごみ	20L:400 円 40L:800 円

事業系ごみは、自己処理が原則であり、また、適正化を図るため、平成 26 年 11 月より改定前の 1kg 当り 30 円から、1kg 当り 40 円にごみ処理手数料の改定を行っている。

なお、少量排出事業者（1 日平均ごみの排出量 10kg 未満）については、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック・ビニール・ペットボトルに分けて、専用指定袋による収集を行っており、表 3 のとおり手数料を徴収している。

表 3 少量排出事業者のごみ処理手数料

分別区分	ごみ処理手数料(専用指定袋の価格)
燃やせるごみ	1 枚 355 円 内訳:275 円+80 円(ごみ処理手数料)
燃やせないごみ	
プラスチック・ビニール・ペットボトル	

※専用指定袋で、1 か月に 30 枚以上の排出量がある場合は、多量排出事業者扱いとなる。

イ 環境教育、普及啓発、助成

小学生を中心に、クリーンセンター及び総合リサイクルセンターへの見学者を年間を通して受入れ、ごみ減量とリサイクル推進の必要性などの説明を行い、環境教育を行っている。

また、ごみ減量地域説明・意見交換会やイベント等におけるごみ減量・分別の啓発の実施、ごみの情報紙「西砂からの風」の発行を行っている。さらに、ごみ減量・リサイクル推進委員会を設置し、ごみの減量及びリサイクルの推進を図っている。

資源再生利用補助金事業を実施し、集団回収に対する補助を行い、市民による主体的な資源再生利用とごみ減量の意識を高め、生活環境の保全を図っている。

また、生ごみ処理機器購入補助金制度及び生ごみたい肥化容器購入費補助金制度を実施し、購入費の一部を補助している。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

広報等による啓発を行い、協力店と連携して「全市一斉マイバッグ週間・運動」を実施し、マイバッグ運動の推進とレジ袋の削減を図っている。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分、処理方法については、表4のとおりである。

現在、立川市では16分別を行っており、「燃やせるごみ」と「可燃性の粗大ごみ」はクリーンセンターで焼却している。「燃やせないごみ」と「不燃性粗大ごみ」はリサイクルセンターで破碎や選別をした後、資源化等の適正処理を行っている。また、資源ごみのうち「容器包装プラスチック」、「製品プラスチック」、「有害ごみ」、「スプレー缶」、「びん」、「缶」、「ペットボトル」、「せん定枝」はリサイクルセンターで、「新聞・折込チラシ」、「段ボール・茶色紙」、「雑誌・本・雑がみ」、「牛乳等紙パック」、「古布」は民間委託事業者において中間処理した後、資源化している。

平成25年11月1日より、戸別収集・有料化を開始し、これに伴い分別区分を一部変更、平成31年度からは、プラスチックのさらなる分別・リサイクルを推進するとともに、市民の安全に配慮し、スプレー缶の穴あけを止めたことから、16分別となっている。

今後は、適正分別の推進によって更なる資源ごみ回収量の向上を図っていく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

立川市では、「せん定枝」、「燃やせるごみ」以外のごみについて受入制限を実施し、自己処理とリサイクルを進めている。

また、クリーンセンターでは、事業所から排出された「燃やせるごみ」に対し、搬入物検査（展開検査）を実施しており、不適物の持ち帰り指導や搬入状況のよくない収集運搬業許可業者に対する指導強化を行っている。

事業系一般廃棄物を減量化するため、今後も引き続き適正処理・適正分別の指導を行う。

表4 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和3年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績(t)
			一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	熱回収	立川市 クリーンセンター	焼却残さは エコセメント化	21,786
燃やせないごみ	リサイクル	再利用 ・破碎 ・選別	立川市 総合リサイクル センター 及び 民間委託事業者	再資源化	2,321
粗大ごみ					1,233
資源ごみ					容器包装プラスチック 製品プラスチック スプレー缶
					びん
					缶
					ペットボトル
					新聞・ 折込チラシ
					段ボール・ 茶色紙
					雑誌・本 ・雑がみ
					牛乳等 紙パック
	古布				
せん定枝					
有害ごみ					63
計					37,435



今後(令和10年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理計画(t)
			一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	熱回収	立川市 クリーンセンター	焼却残さは エコセメント化	21,734
燃やせないごみ	リサイクル	再利用 ・破碎 ・選別	立川市 総合リサイクル センター 及び 民間委託事業者	再資源化	1,987
粗大ごみ					1,097
資源ごみ					(仮称)一般プラスチック (仮称)大型プラスチック スプレー缶
					びん
					缶
					ペットボトル
					新聞・ 折込チラシ
					段ボール・ 茶色紙
					雑誌・本 ・雑がみ
					牛乳等 紙パック
	古布				
せん定枝					
有害ごみ					62
計					36,852

(3) 処理施設等の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 立川市 クリーンセンター	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 (立川市清掃工場解体事業)	120t/日	立川市泉町 及び昭島市もく せいの杜	R5～R9 (H31～R9)	立川市国土強靱化 地域計画
2	リサイクルセンター 立川市総合リサイクルセンター	マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備の改良事業	約73t/日	立川市西砂町	R5 (R3～R5)	立川市国土強靱化 地域計画

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化への対応、エネルギー回収の促進

事業番号2 基幹的設備の改良、地球温暖化対策の促進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	立川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係るダイオキシン類調査	ダイオキシン類調査	R5～R9
	立川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (事業番号1)に係るアスベスト調査	アスベスト調査	R5～R9
2	立川市マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良 (事業番号2)に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	R4～R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

総合リサイクルセンターでは、(公社)立川市シルバー人材センターが、ごみや資源として出された家具や自転車、衣類などを修理・クリーニングして、展示販売しており、今後も継続して再使用を推進する。

また、クリーンセンターから発生する焼却残さは、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化を行っており、市の発注工事においてエコセメントの使用を推進する等、エコセメントの利用拡大に努める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。

また、平成 25 年 7 月 25 日より小型家電の回収を開始しており、継続して周知を図る。

ウ 不法投棄対策

市民・事業者・行政が一体となって監視体制を強化し、地域住民に対して通報するよう呼びかけを強化することで不法投棄の早期発見、未然防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

立川市においては、策定した立川市災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

災害時には、迅速なごみ収集体制を確立するため、ごみ収集委託業者と災害時における業務協定を締結している。また、震災時のがれきを迅速に処理するため、関係機関と調整するとともに災害廃棄物処理計画を基に、処理体制を確立する。

※仮置場…平常時に検討した仮置場候補の中から、発生量・被災状況を勘案し、災害対策本部政策班等と調整を行い、仮置場を選定・確保する。

※最終処分場…東京たま広域資源循環組合

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画は進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

5 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

■循環型社会形成推進地域計画

添付資料1 : 対象地域図

添付資料2 : 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

2-1 : 人口の推移

2-2 : 事業所数の推移

2-3 : 事業系・家庭系総排出量の推移

2-4 : 1事業所あたり・1人あたりの排出量の推移

2-5 : 総資源化量の推移

2-6 : エネルギー回収量の推移

2-7 : 最終処分量の推移

添付資料3 : 現有施設位置図

添付資料4 : 立川市洪水ハザードマップ

添付資料5 : 立川市国土強靱化地域計画（抜粋）

◎様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

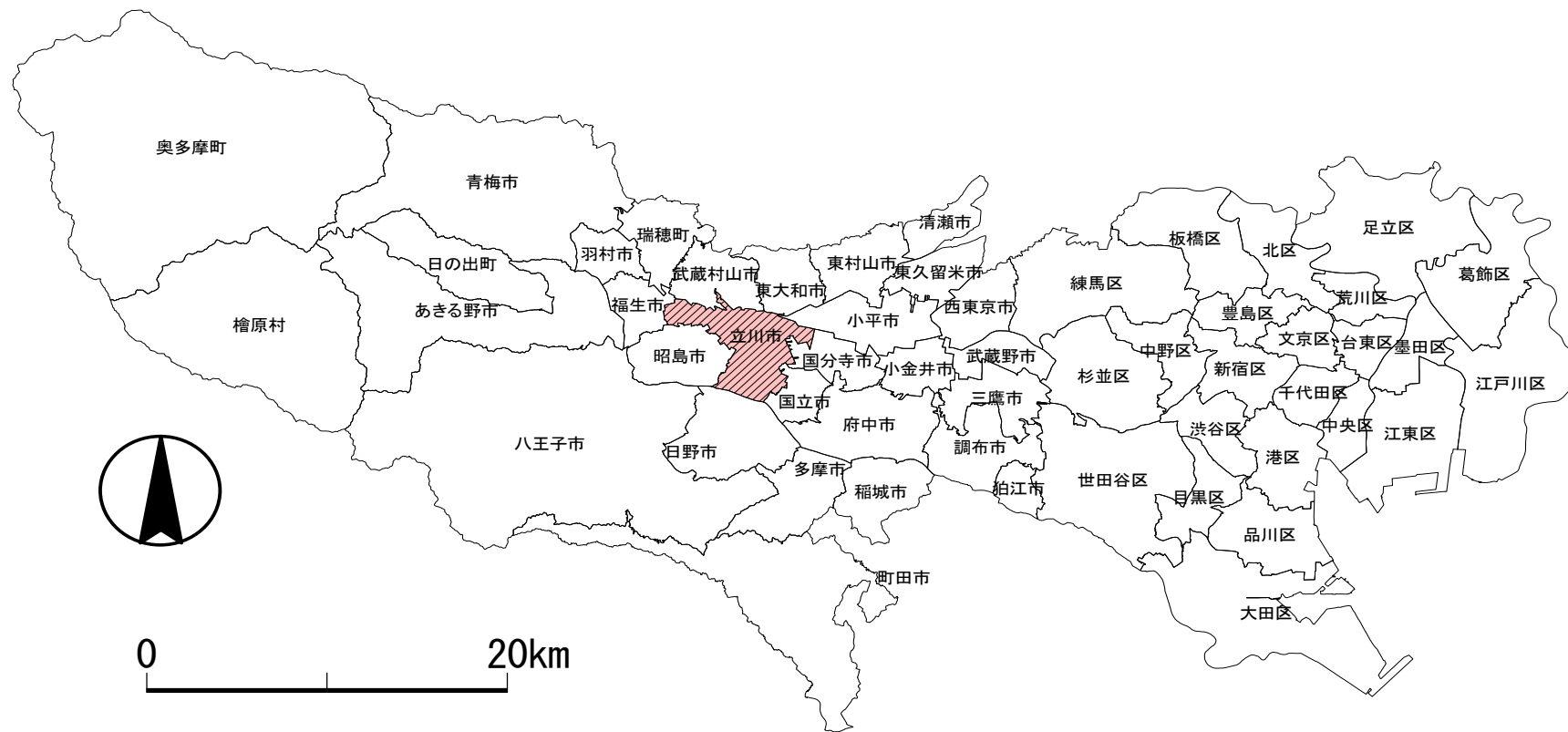
◎様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

【参考資料様式1】施設概要（リサイクル施設系）

【参考資料様式2】施設概要（熱回収施設系）

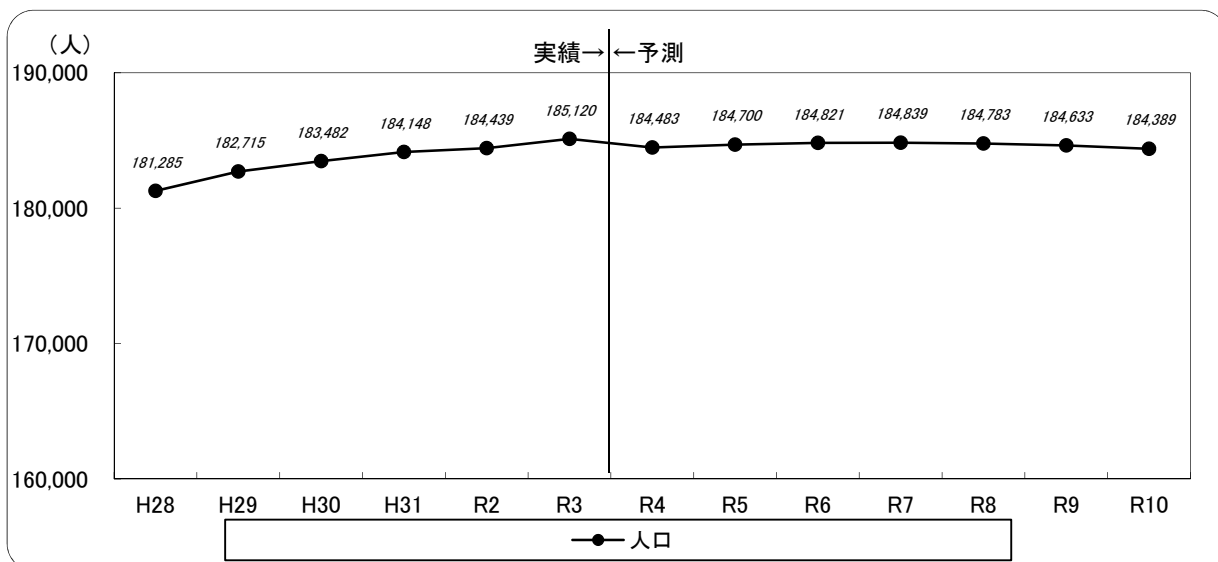
【参考資料様式8】計画支援概要

■添付資料1 : 対象地域図

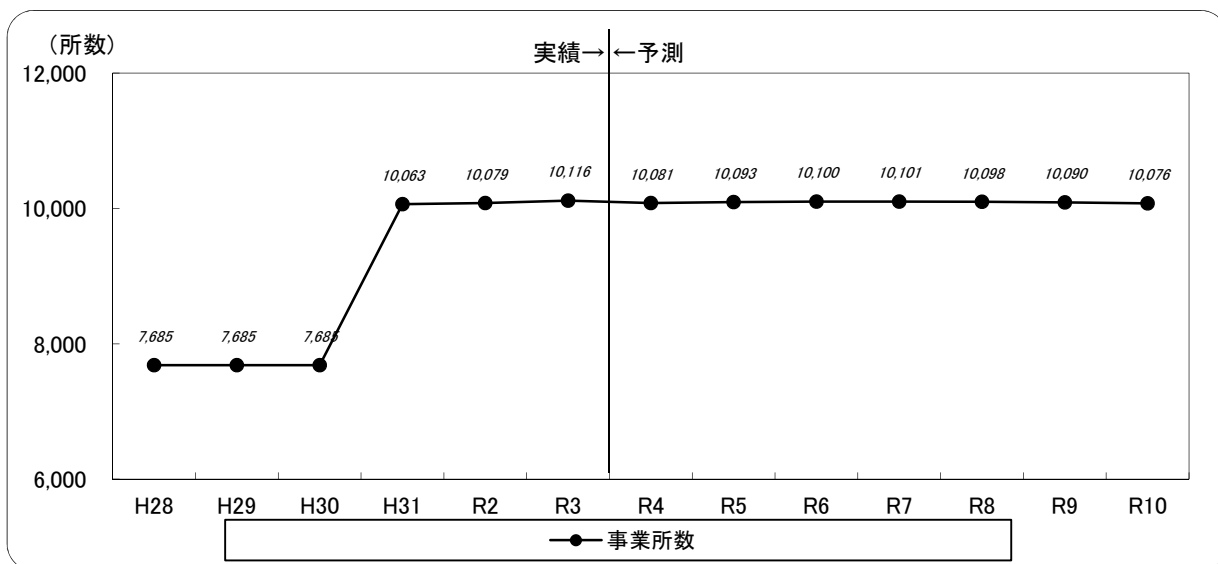


■添付資料 2：指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

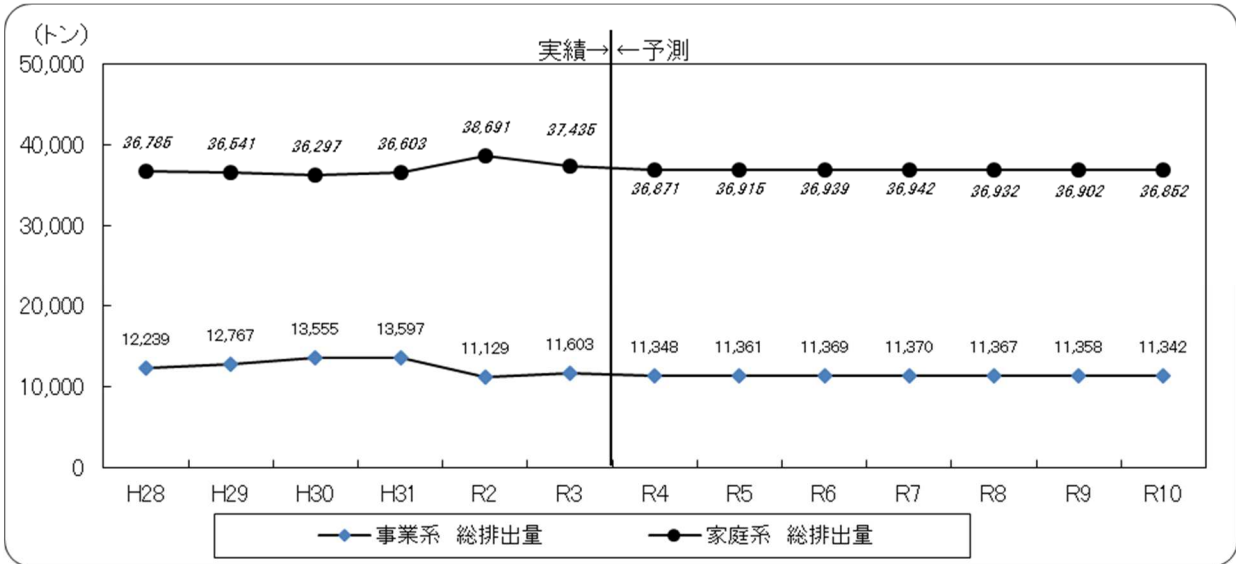
2-1：人口の推移



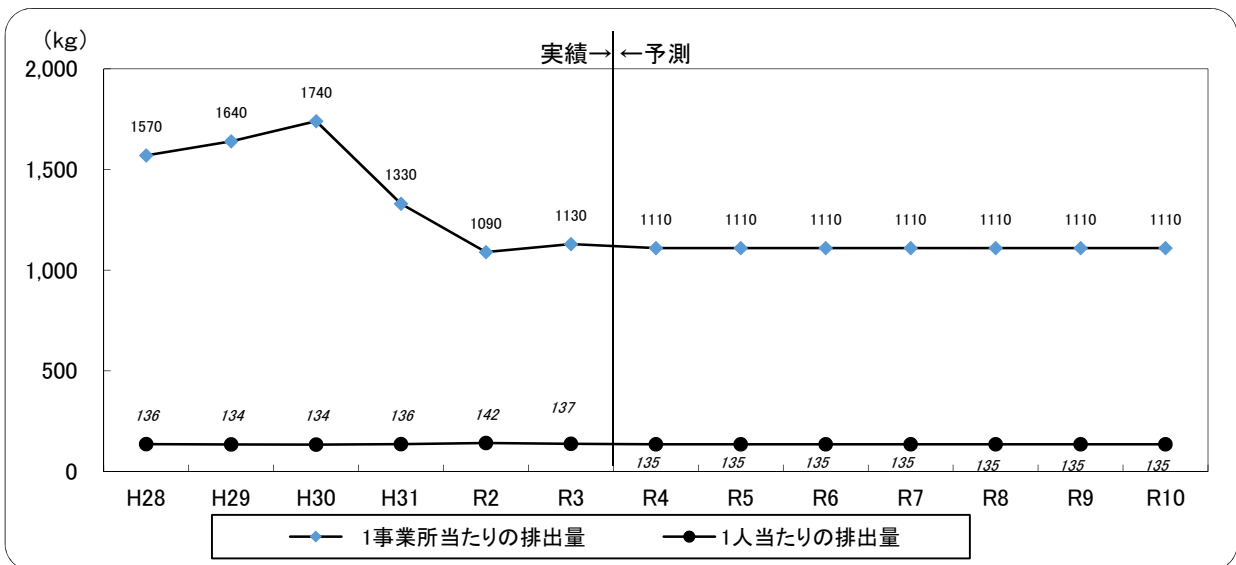
2-2：事業所数の推移



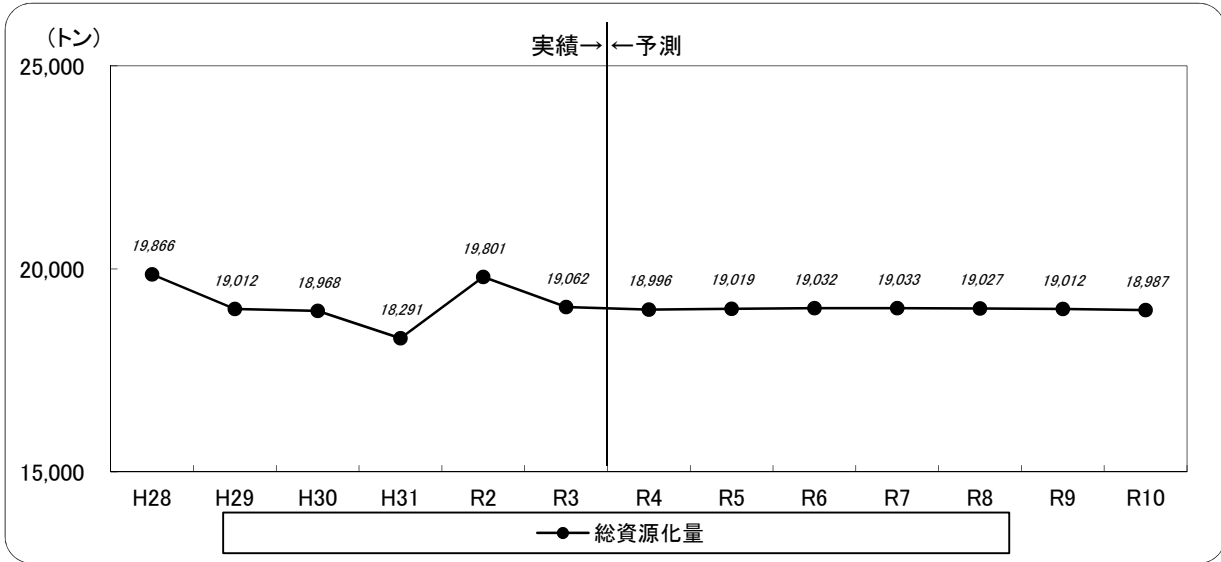
2-3 : 事業系・家庭系総排出量の推移



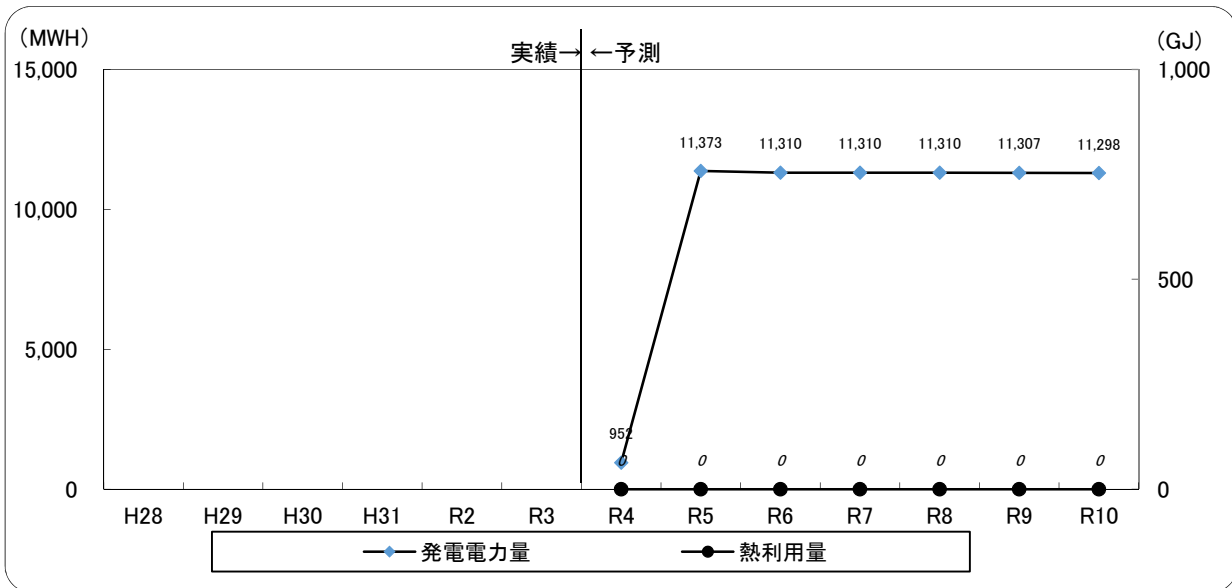
2-4 : 1事業所あたり・1人あたりの排出量の推移



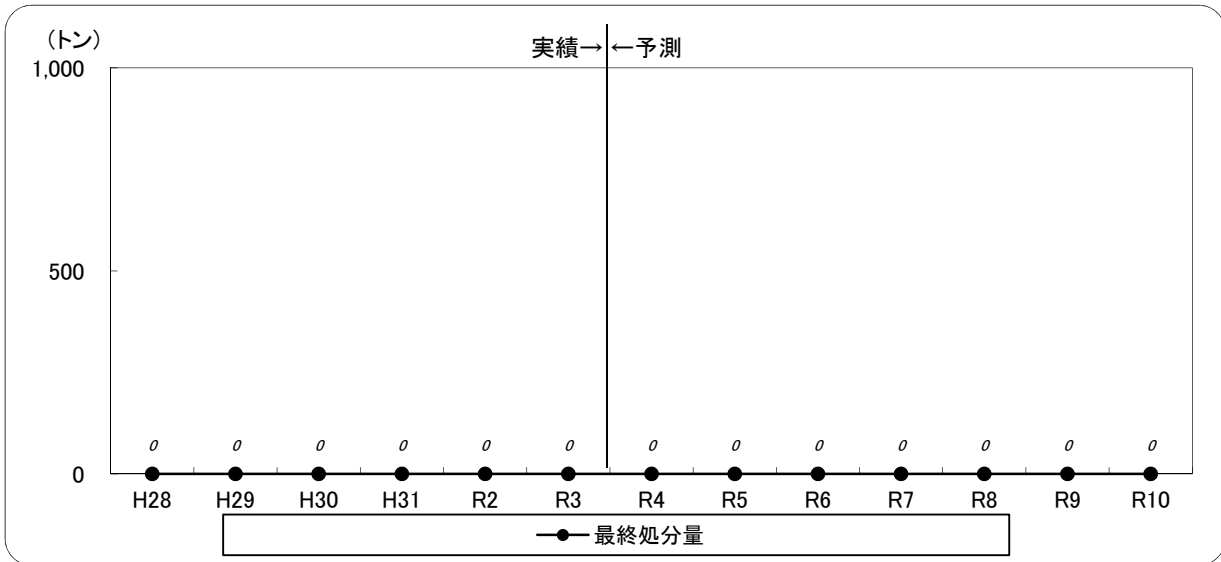
2-5 : 総資源化量の推移



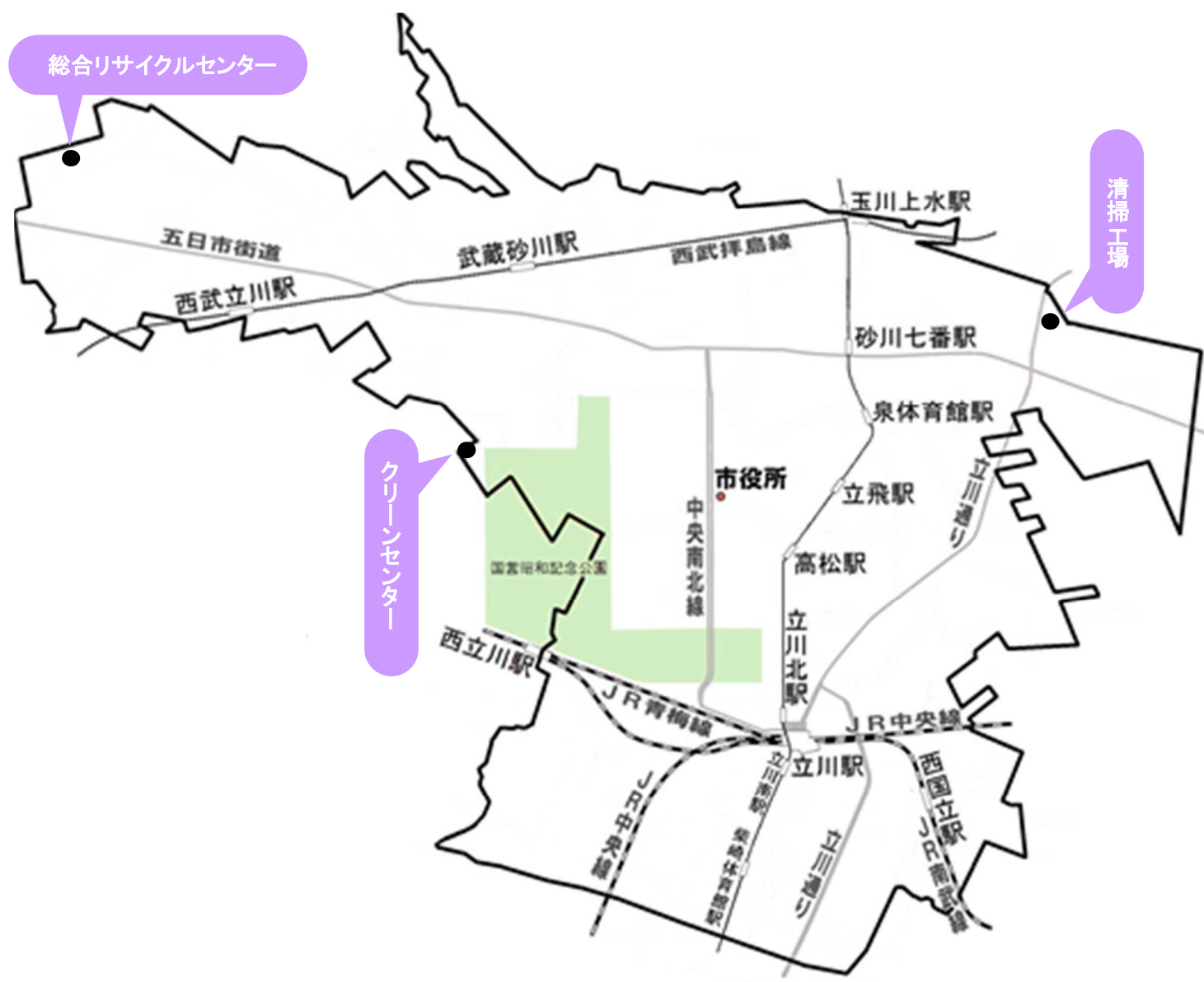
2-6 : エネルギー回収量の推移



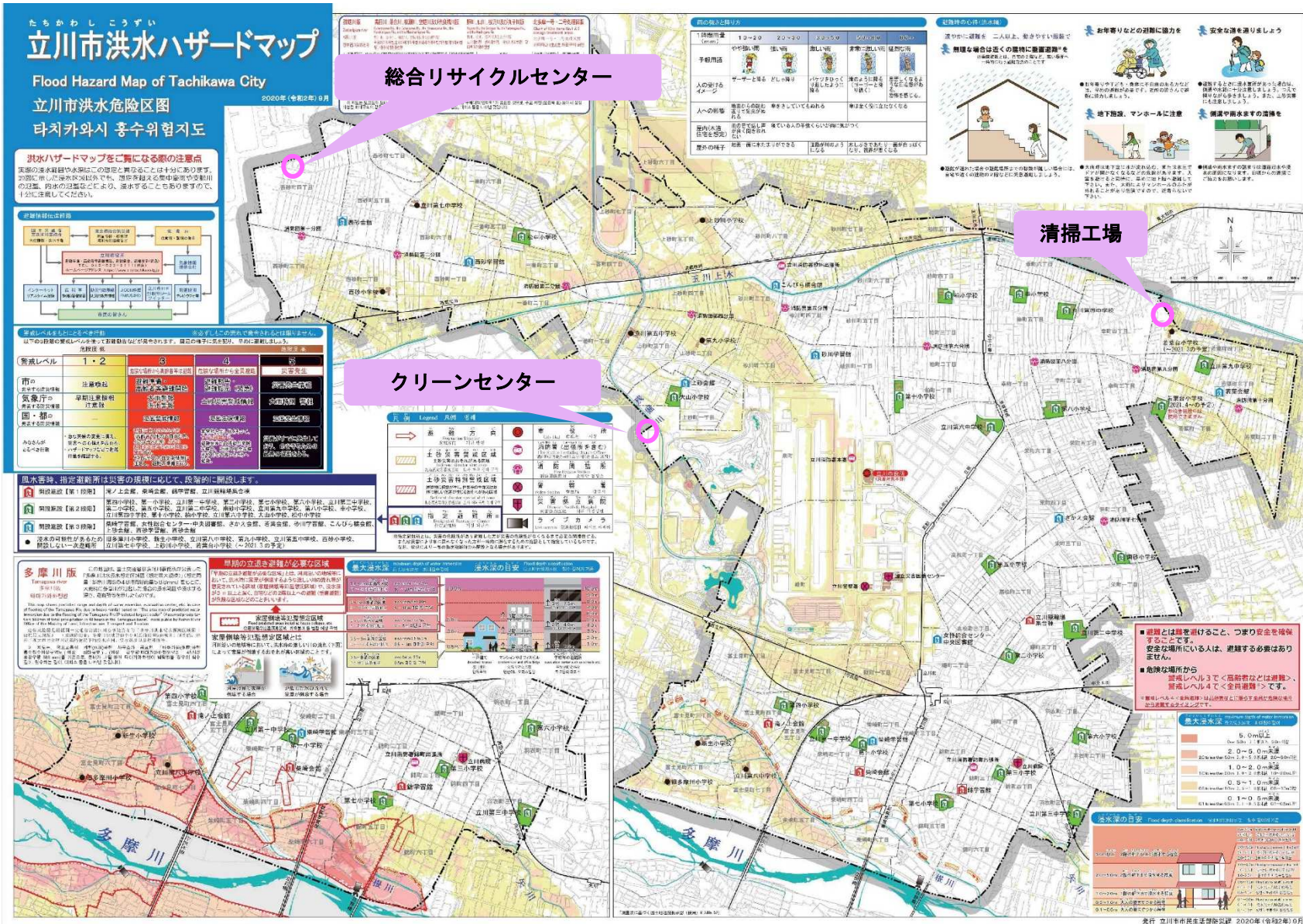
2-7 : 最終処分量の推移の推移



■添付資料3：現有施設位置図



■添付資料4：立川市洪水ハザードマップ



立川市国土強靱化地域計画



令和 3 年 (2021 年)

立川市

(表2) 脆弱性の評価及び強靱化に向けた取組

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性の評価

- ⑤ 廃棄物処理施設の適正な維持管理

強靱化に向けた取組

- ⑤ 保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物の処理を行う必要があるため、ごみ焼却施設の更新及び総合リサイクルセンターの長寿命化を推進する。

関連する主な個別計画

- 立川市地域循環型社会形成推進地域計画…⑤
- 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画…⑤

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性の評価

- ⑥ 廃棄物処理施設の適正な維持管理【再掲】

強靱化に向けた取組

- ⑥ 保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物の処理を行う必要があるため、ごみ焼却施設の更新及び総合リサイクルセンターの長寿命化を推進する。

関連する主な個別計画

- 立川市地域循環型社会形成推進地域計画…⑥
- 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画…⑥

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 汚水・廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価

- ③ 廃棄物処理施設の適正な維持管理【再掲】

強靱化に向けた取組

- ③ 保健衛生の面から大量に発生するごみや災害廃棄物の処理を行う必要があるため、ごみ焼却施設の更新及び総合リサイクルセンターの長寿命化を推進する。

関連する主な個別計画

- 立川市地域循環型社会形成推進地域計画…③
- 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画…③

8. 地域社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

- ① 災害廃棄物処理体制の整備

強靱化に向けた取組

- ① 災害時には大量の災害廃棄物が発生することが見込まれることから、収集・処理体制を整備するとともに、適切な管理、最終分別・収集を経て再利用に至るまでの間の一時的な保管を行うための仮置場を確保する。

関連する主な個別計画

- 立川市地域循環型社会形成推進地域計画…①
- 立川市総合リサイクルセンター設備長寿命化計画…①

(表5)

国土強靱化に資する立川市の事業及び活用する国の交付金・補助金一覧
(令和3年12月現在。実施予定の事業も含む)

No.	立川市の事業	交付金・補助金
11	立川市新清掃工場整備事業	循環型社会形成推進交付金 (廃棄物処理施設分)
12	不燃物等処理事業	廃棄物処理施設整備交付金

◎様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	立川市地域	(2)地域内人口	185,120人	(3)地域面積	24.36km ²
(4)構成市町村等名	立川市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 設立されていない場合、今後の見通し：				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	12,239	12,767	13,555	13,597	11,129	11,603	11,342
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.57	1.64	1.74	1.33	1.09	1.13	1.11
	生活系 総排出量(トン)	36,785	36,541	36,297	36,603	38,691	37,435	36,852
	1人当たりの排出量(kg/人)	135.68	134.29	133.83	135.96	141.86	137.22	134.93
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	49,024	49,308	49,852	50,200	49,820	49,038	48,194
再生利用量	直接資源化量(トン)	6,015	5,904	5,767	5,625	6,173	5,870	5,847
	総資源化量(トン)	19,866	19,012	18,968	18,291	19,801	19,062	18,987
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	-	11,298
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	0	0	0	0	0	0	0

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	立川市クリーンセンター	立川市	全連続式	120t/日	R5.2			立川市ハザードマップにおいて、最大1mの浸水が予測されているため、主要機械やプラットホームの高さを想定される浸水高さ以上とする等の浸水対策を行っている。	
ごみ焼却施設	立川市清掃工場	立川市	全連続式	180t/日 (1号炉及び2号炉)	S54.10	R5.2廃止予定	R6.3解体予定	立川市ハザードマップにおいて、最大浸水深は0.1m未満と予測されている。電気室や中央制御室等は浸水高さ以上とする等の浸水対策を行っている。	
ごみ焼却施設	立川市清掃工場	立川市	全連続式	100t/日 (3号炉)	H9.4	R5.2廃止予定	R6.3解体予定	立川市ハザードマップにおいて、最大浸水深は0.1m未満と予測されている。電気室や中央制御室等は浸水高さ以上とする等の浸水対策を行っている。	
リサイクルセンター	立川市総合リサイクルセンター	立川市	破碎・選別	73t/日	H8.3			立川市ハザードマップにおいて、最大浸水深は0.1m未満と予測されている。電気室や主要機械は浸水高さ以上とする等の浸水対策を行っている。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	立川市クリーンセンター	立川市	全連続式	120t/日	R5.2	既存施設の老朽化への対応及びエネルギー回収の促進のため新設	有 (立川市清掃工場)	R6.3～R10.3	立川市ハザードマップにおいて、最大1mの浸水が予測されているため、主要機械やプラットホームの高さを想定される浸水高さ以上とする等の浸水対策を行っている。		
リサイクルセンター	立川市総合リサイクルセンター	立川市	破碎・選別	73t/日	R6.3	施設の延命化及びCO2排出量削減のための基幹的設備改良			立川市ハザードマップにおいて、最大浸水深は0.1m未満と予測されている。電気室や主要機械は浸水高さ以上とする等の浸水対策を行っている。		

◎様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 ※5		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
				単位	開始	終了	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 9年度		
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							158,500	158,500	0	0	0	0	106,453	106,453	0	0	0	0	
							158,500	158,500	0	0	0	0	106,453	106,453	0	0	0	0	
	2	立川市	73 t/日	R5	R5		158,500	158,500					106,453	106,453					全体事業:R3 ~R5
○エネルギー回収等に関する事業							5,188,447	547,732	2,061,885	1,730,963	485,032	362,835	4,179,146	372,138	2,024,077	1,405,072	363,796	14,063	
	1	立川市	120 t/日	R5	R9		5,188,447	547,732	2,061,885	1,730,963	485,032	362,835	4,179,146	372,138	2,024,077	1,405,072	363,796	14,063	全体事業: H31~R9
○施設整備に関する計画支援事業							26,452	9,014	8,719	0	0	8,719	25,576	8,138	8,719	0	0	8,719	
	1	立川市		R5	R9		21,798	4,360	8,719	0	0	8,719	21,798	4,360	8,719	0	0	8,719	全体事業: H31~R9
	2	立川市		R5	R5		4,654	4,654	0	0	0	0	3,778	3,778	0	0	0	0	全体事業:R4 ~R5
合計							5,373,399	715,246	2,070,604	1,730,963	485,032	371,554	4,311,175	486,729	2,032,796	1,405,072	363,796	22,782	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

【参考資料様式1】 施設概要(マテリアルリサイクル施設系)

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	立川市
(2) 施設名称	立川市総合リサイクルセンター
(3) 工期	令和 5 年度 ~ 令和 5 年度 (全体：令和 3 年度 ~ 令和 5 年度)
(4) 施設規模	処理能力 73 t/日
(5) 処理方式	堅型回転破碎・選別
(6) 地域計画内の役割 ※1	地球温暖化対策の促進 (CO2削減率3%以上)
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①分別収集回収拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数 (積載量) ・運行計画
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額 ※2	158,500 千円(全体：348,559 千円) うち、交付対象事業費 106,453 千円(全体：286,727 千円)
----------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

【参考資料様式2】 施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	立川市
(2) 施設名称	立川市クリーンセンター
(3) 工期	令和 5 年度 ～ 令和 9 年度 (平成 31 年度 ～ 令和 9 年度)
(4) 施設規模	処理能力 120 t / 日 (60 t / 日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (発電効率 16.5%) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ <input checked="" type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割 ※1	既存施設の老朽化への対応、エネルギー回収の促進
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	k Wh / ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額 ※2	5,188,447 千円(全体 : 18,519,447 千円) うち、交付対象事業費 4,179,146 千円(全体 : 16,647,146 千円)
----------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

【参考資料様式 8】 計画支援概要

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	立川市	
(2) 事業目的	立川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため	
(3) 事業名称	立川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係るダイオキシン類調査	立川市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備に係るアスベスト調査
(4) 事業期間	令和5年度～令和9年度 (全体:平成28年度～令和9年度)	令和5年度～令和9年度 (全体:平成28年度～令和9年度)
(5) 事業概要	ダイオキシン類調査	アスベスト調査

(6) 総事業計画額 ※1	21,798 千円 (全体 321,583 千円) うち、交付対象事業費 21,798 千円 (全体 321,583 千円)
------------------	--

(1) 事業主体名	立川市	
(2) 事業目的	不燃物等処理事業のため	
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査	
(4) 事業期間	令和5年度～令和5年度 (全体:令和4年度～令和5年度)	
(5) 事業概要	生活環境影響調査	

(6) 総事業計画額 ※1	4,654 千円 (全体 7,370 千円) うち、交付対象事業費 3,778 千円 (全体 6,494 千円)
------------------	--

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。